

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600421号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1700008号

第1 結論

昭和57年4月及び同年5月の請求期間、昭和59年8月から昭和60年3月までの請求期間及び昭和61年4月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和57年4月及び同年5月
② 昭和59年8月から昭和60年3月まで
③ 昭和61年4月から昭和62年9月まで

私は、昭和57年3月にA県B市からC市D区へ転居したところ、国民年金保険料の納付書が役所から送られてきたので、金融機関の窓口で当該納付書により保険料を納付していた。請求期間①、②及び③の保険料についても、同様に送付されてきた納付書により、2、3か月ごとか、もっとまとめて金融機関の窓口で納付したと思う。

請求期間①、②及び③が国民年金保険料の未納期間となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料の納付について、送付されてきた納付書により、2、3か月ごとか、もっとまとめて金融機関の窓口で納付したと思うと主張しているが、保険料の納付金額及び納付書の様式について記憶しておらず、納付時期、納付頻度及び納付書の発送元についても記憶が不明確であることから、請求期間①、②及び③の保険料の納付状況が不明である。

また、C市が管理していた請求者に係る国民年金被保険者名簿(国民年金保険料の納付状況欄)には、請求期間①、②及び③を含む、昭和57年度から昭和63年度までの保険料の納付実績が納付方法別(現年度納付又は過年度納付の別)に記載され、その備考欄には、保険料を過年度納付した4回に及ぶ期間とそれぞれの期間の保険料の収納年月が記載されていることから、当時、同市と社会保険事務所(当時)により、請求者の保険料の納付記録の照合が複数回にわたり行われていたことがうかがわれるところ、請求期間①、②及び③は、いずれも未納と

なっている上、社会保険事務所が管理していた昭和51年度から昭和58年度までの保険料納付実績が記載されている国民年金被保険者台帳においても、請求期間①は未納となっており、これらの記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600425号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が平成17年6月30日となっているが、私は、同社を同年6月30日付けで退職したので、資格喪失日は同年7月1日になるはずである。調査の上、同日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社を平成17年6月30日付けで退職したと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は、平成17年6月29日となっていることが確認できる。

また、A社から提出された請求者に係る退職願(写)によると、請求者の退職年月日は平成17年6月29日と記載されていることが確認できる。

さらに、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)によると、請求者について、平成17年6月29日に退職し、同年6月30日に資格喪失した旨の届出が行われていることが確認できる上、同社は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。